

滋賀県における明治前期地籍図の成立とその機能の変化

—佐藤甚次郎説の再検討を通して—

古 関 大 樹

- I. はじめに
- II. 滋賀県下における明治前期地籍図の成立過程
 - (1) 滋賀県庁所蔵の地籍図関連資料
 - (2) 地籍図の成立過程
- III. 地籍図の現存状況と機能の変化
 - (1) 明治前期の地籍図と土地台帳付属地図
 - (2) 県控え図と村控え図
 - (3) 地籍図の現存状況と機能の変化
- IV. 結語

I. はじめに

明治前期の地籍図は、地券の発行や地租改正などの近代化政策に伴って全国で作製された大縮尺の地図である。これは公的に作製された資料で信頼性が高いこと、比較的精度が高く土地一筆まで描かれていること、行政機関（市区町村役場・法務局など）において高い確率で残されていることなどが評価され、景観復原の基本資料として盛んに利用されてきた。

近年は景観法¹⁾が施行されるなど、歴史的景観が社会的な関心を集めており、従来歴史学や地理学で培われてきた景観復原の方法も様々な学術分野で取り入れられるようになった。基本資料である明治前期の地籍図も、例えば環境史研究や都市研究など、新しい視点からの関心が高まってきている²⁾。より広い

分野から有効性が確認される一方で、地籍図そのものを対象とする研究（以下基礎的研究と呼ぶ）は少なく、その本質的な性格を理解するためには多くの課題が残されている。新しい視点からの関心が高まっている今こそ、基礎的研究を進めなければならないと思われる。

従来、基礎的研究の水準とされてきた佐藤甚次郎の『明治期作成の地籍図』³⁾では、明治前期に壬申地券地引絵図、地租改正地引絵図、地押調査更正地図、地籍編製地籍地図の4種類の地籍図が作製されていたことが明確にされた。また、各地籍図の作製過程は明治の地方行政制度の成立過程と平行し、作製時期や地図の性格などが府県や郡などで異なることも指摘された。同書は地籍図の基礎的研究だけでなく、これを利用した研究でも盛んに参考文献にとりあげられている。しかし、その内容は特定の地域から史料を集めて構成されたものであり、必ずしもどの地域にも適用できるものではない。

このように、明治前期の地籍図は地域ごとの偏差がきわめて大きい資料である。その性格を理解するためには、地方に残る資料を詳細に分析した研究が重要となってくるであろう。しかし、こうした研究に関心が集まることは少なく、研究が全くない府県が大半を占め、4種類全てを比定できる府県はきわめて限られた状況にある⁴⁾。そのため、全ての種

キーワード：地籍図，土地台帳，佐藤甚次郎，滋賀県，近代化

類を体系的に分析して佐藤の研究成果を見直そうという積極的な動きはこれまで見られなかった。

明治前期の地籍図は、近代的な行政制度が成立する過渡期に作製された地図である。明治22年(1889)には土地台帳制が施行され、土地台帳付属地図(公図)の備置が地方自治体に義務付けられると、本来は明治前期の地籍図の機能は失効したはずであるが、実際には現行自治体の多くで保管・利用されており、その現存状況には大きな矛盾点を含んでいる。

佐藤はこのことを問題とはせず「旧土地台帳附属地図は壬申地券地引絵図・改租地引絵図あるいは地押調査の更正地図である」と解説した⁵⁾。しかし、実際は多くの地域で土地台帳制移行後も地籍図が新調されており、市区町村別で異なる現存状況が見られるなど、土地台帳付属地図と明治前期の地籍図を画的に捉えることには問題がある。そのため、土地台帳制移行時の各地籍図の位置づけを詳細に整理する必要があると思われる。

本稿で対象とする滋賀県は、県庁文書の現存が大変良好であり、明治前期の地籍図の作製経過を詳細に追うことができる。また、個別研究や事例報告が比較的多く、4種類全てを比定できる状況にあるなど、基礎的研究を進める環境にめぐまれている。本稿では滋賀県を対象に、成立過程・利用・現存状況といった地籍図の性格を地域に即して考え、佐藤の研究を再検討したい。

II. 滋賀県下における地籍図の成立過程

(1) 滋賀県庁所蔵の地籍図関連資料

滋賀県では災害や第二次大戦における空襲の被害を免れたことから、県庁文書の現存がたいへん良好である⁶⁾。また、自治体史における「絵図・地図編」⁷⁾の刊行も盛んで⁸⁾、事例報告や個別研究が多く積み重ねられており、4種類の地籍図を体系的に分析する環境

にめぐまれている。

先行研究のうち、岩間一水は草津市を事例に佐藤の分類に対応した研究を発表し⁹⁾、それ以降に刊行された「絵図・地図編」は、多くの場合同論文を基本に地籍図を比定している。しかし、そこでは県庁文書がほとんど使用されておらず、これを調査した筆者が修正を加えた¹⁰⁾。また、従来は地押調査更正地図が比定されていなかったが、筆者が、作製を指示した県布達と、布達番号と対応する地籍図を確認し近年報告した¹¹⁾。なお、府県によっては郡ごとでさらに作製時期や地図の様式が異なることがあるが、滋賀県では同じ布達が県下全域に伝達され、各「絵図・地図編」に収録されている地籍図も同様式であることから、郡別の偏差はなかったと考えることができる。

従来の基礎的研究では、収集した地籍図の年紀が集中する時期や一部の布達類から、何年頃作製とおおよその時期を把握する方法がとられてきた。しかし、本稿ではより詳細な作製時期の上限(地籍図の作製が指示された時期)と下限(地籍図関連事業が終了した時期)を復原するために、滋賀県庁文書を中心に100通以上の関係する布達類を調査した。

ところで、作製時期の地域別の偏差は、地方における地籍図関連事業の進捗状況と大きな関わりがある。各事業は、政府—府県—(郡役所)—町村の順に命令が伝達されたが、政府の政策は自動的に履行されたわけではなかった。事業が難航した地域や種類では、町村や府県から時期や事業内容を調整する旨の伺いが上申され、政府からは督促するかのようにより短期間のうちに複数の布達類が下されたのである。

このように明治前期の布達類には様々な性格があり、仮に地籍図を作製する旨が記されていたとしても、そのまま履行されていたのかが分からない。同じ内容のものが異なる時期に出されていることもある。そこで、本稿

では正確を期すために調査の方法を3段階に分けることとした。

- ①地籍図には布達番号が併記されていることがあり、その作製にあたって特定の布達が意識されている。そのため、できるかぎり対応する布達を収集する。
- ②該当するような布達類がない場合は、収集した布達類の比較検討から実際に事業が実施された時期を導き出す。
- ③実見できる地籍図の年紀が集中する時期から作製時期を導き出す。

(2) 地籍図の成立過程

各地籍図の作製時期を検討した結果をまとめたのが図1である。同図では作製時期を棒状に表現した。このうち、布達類の分析から作製時期の上限と下限が明らかなケース(上記①)は箱状に囲った。また、②の方法を経ても明確にできなかったケースでは、おおよそ推定できる時期まで棒をのばし、箱を閉じないことにした。明確な時期は実線で、推定した時期は破線で示した。

図1では作製時期は複数年にまたがるが、実見できる地籍図の年紀は1,2年の内にまとまることが多く、③で得られた結果は①②と分けて表現する必要がある。地籍図関連事業には、過去の台帳(検地帳)や地図(村絵図・地籍図)との比較修正による悉皆調査、台帳と地籍図の作製、官吏による調査確認、台帳と地籍図の提出・修正・再製、といった様々な段階が存在した。つまり、①②の方法で布達類から導き出した結果はこれらを含めた、地籍図が作製されたであろう最大限の時期を示したものとなる。③の方法は、その中から実際に地籍図が作製された段階を導き出すことに有効であり、そのために図1では主に実見できる時期を黒く塗りつぶして表現した。また、地籍図の種類によっては地図の修正・再製の関係が明らかとなるものもあり、この点についても関係する布達類を併記

した。

1. 壬申地券地引絵図

近世の物納を中心とした税制から、地価課税による金納方式への税制への転換を図った政府は、明治6年(1873)に地租改正法を公布した。しかし、近世には土地の私有が原則的に認められておらず、地価を算定するためには国家的に土地の所有関係を証明する必要があった。そこで、同5年2月17日には一般地所の永代売買が解禁され、土地所有の証書として地券が発行された(同5年7月4日、地券発行の通達、大蔵省達第83号)。

地券の発行に伴って作製された地籍図が壬申地券地引絵図である。近世には農村と町場で課税や土地所有の方法が異なっていたため、一般農村を対象とした郡村地券と、近世の町地を対象とした市街地券の2種類の地券が発行された。滋賀県下では、大津・彦根・長浜の旧町域が市街地券の対象地とされ、それぞれは他の各村と異なった様式の地籍図が作製されている(明治7年代)¹²⁾。

滋賀県は明治5年8月に「地券取調掛取心得方凡例書」(布達175号)を管内各村へと通達した¹³⁾。同布達では野帳・地所下調帳・地引分間絵図を提出するよう指示したが、同年11月の布達324号¹⁴⁾では、まずは野帳のみを提出し、本絵図と下調帳は遅れて提出するよう指示している(資料1)。そのため、11月の段階ではまだ正式な地図の作製が進んでいなかったことが推測でき、同達を作製時期の上限にあてることができる。

資料1 明治5年11月22日 布達324号

「地所取調凡例書中野帳雛形二地価書キ加フ」先般布告ニ及置候地所取調凡例書中野帳雛形二地価書キ加ヘ之儀無之候處、詮議之筋有之、野帳一筆毎ニ地価書キ加ヘ候様更ニ相違候事

一、野帳并下絵図出来之土地所番号等引合

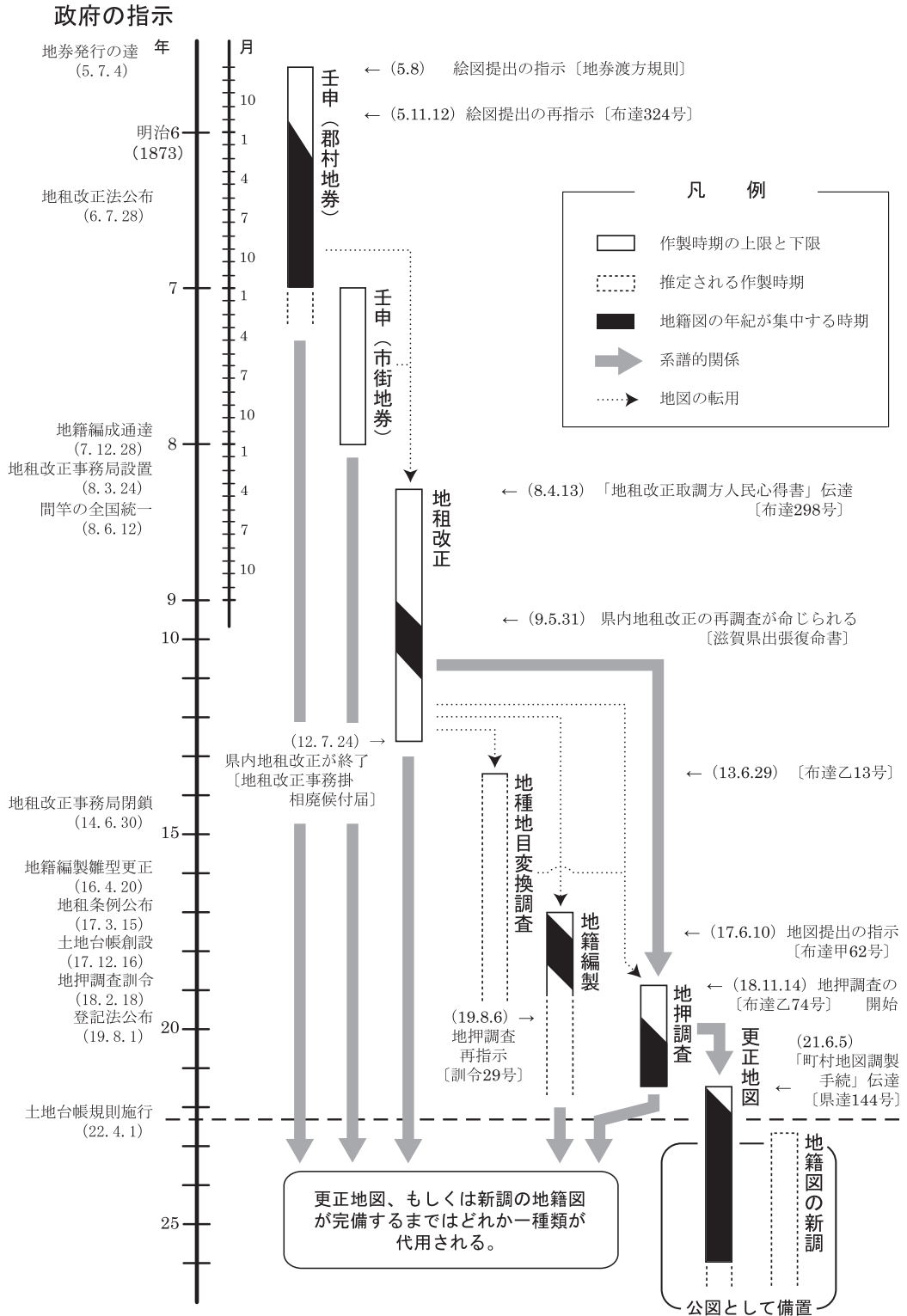


図1 滋賀県下における明治前期地籍図の成立過程

セ相濟候得ハ、先ツ野帳ノミ至急可差出、本絵図并下調帳之儀ハ、後ヨリ引続キ差出候儀と可相心得事（中略）

右管内村々江無洩至急相達候もの也

明治五年壬申十一月廿二日

滋賀県令松田道之

※旧字は略字に直し、重要な点に筆者が読点や傍点を加えた（資料は以下同様）。

下限が明らかとなる布達類は確認できていないが、実見できる地籍図の年紀は明治6年代に集中する。中でも8月から12月と後半の月のものが特に多く、一方7年は非常に少なく1月や2月のものばかりであることから、後者は遅れて提出されたものと考えられることができる。そのため、6年末日が提出期限であったことが推定できる。

2. 地租改正地引絵図

地租改正事業では土地一筆ごとに固定的な地価が定められ、これを基準に固定率の地租が土地所有者に課せられた。明治6年7月28日の地租改正法の公布を受け課税台帳と地図（地租改正地引絵図）の作製が決定された。

同法の公布同日に滋賀県も県内各村へ地租改正条例を通達したが¹⁵⁾、明治8年4月13日の『地租改正取調方人民心得書』（布達298号）¹⁶⁾では「本年ヨリ管内村町一般地租改正着手ニ可及ニ付」とあり、一部町村を除いて事業着手が同年まで遅れたことが確認できる（資料2）。

資料2 明治8年4月13日 布達298号

「地租改正取調方人民心得書」

本年ヨリ管内村町一般地租改正着手ニ可及ニ付、更ニ別紙地租改正人民心得書及頒布候條、右旨趣ヲ熟知シ精覈取調各村町成功次第、野帳並ニ地位等級総計調書地引絵図等差出可申、尤モ詮議之次第有之ヲ以テ、当県昨七年十月第千三百八十二号ヲ以テ改正取調方

心得書及布達置候旨趣ニ基キ既ニ野帳成功相成候向ハ、今般相達候心得書ニ照準シ、主意ニ不戻分ハ其儘存シ其増加之箇條ヲ補正之上、来ル五月十五日限可差出候事

但シ明治六七年着手改正濟之村町モ本文布達ニ準シ再調相受候儀ト可相心得事

右管内へ無洩至急布達スル者也

明治八年四月十三日 滋賀県参事籠手田安定

同布達では、野帳・地位等級総計調書・地引絵図を提出するように指示され、実見できる地籍図に同布達の番号が併記されることもあることから、ここを作製時期の上限にあてることができる。また、滋賀県では地租改正事務掛が12年7月に閉鎖されており作製時期の下限が明らかとなる（資料3）¹⁷⁾。

資料3 明治12年7月24日

内務省申牒書「地租改正事務掛相廢候付御届」

今般本県地租改正事務全完整頓候付、該掛ヲ相廢シ地券及ヒ徵税土地ニ係ル事務ハ租税課ニ於テ為取扱候條此段御届仕候也

明治十二年七月廿四日 滋賀県令籠手田安定
内務卿 伊藤博文殿

実見できる地籍図の年紀は明治9～10年に集中する。同9年5月31日の『地租改正事務局別報』「滋賀県出張復命書」¹⁸⁾によると、事業が順調に進んでいた様子が見えるが、全12郡1440村のうち300余村で再調査が指示されている（資料4）。

資料4 明治9年5月31日

地租改正事務局別報「滋賀県出張復命書」

客秋九月正武修人滋賀県地租改正調査ノ命ヲ奉シ、該県ニ出張爾来県官ト協議戮力其量地及地價ノ調査當否ヲ審察シ、今日ニ至始テ整理ス敬ミテ其要領ヲ閣下ニ復命ス。（中略）

於是官七等出仕中村耕以下改租掛官員大挙派

出シ、正武修人亦各地ヲ巡回シ其実況ヲ檢察スルニ、各村人民知識ト技倆トノ程度小異同アルヲ以、其丈量間或ハ些小ノ精粗ヲ不免ト雖トモ、究竟寧厳密ニ過ル者多ク而緩漫ニ失スル者鮮ナシ、近江十二郡千四百四拾村ノ内其量地差違アリタル者三百余村ハ嚴重鞭策再調ヲ命シ、然ル後ニ始メテ整頓セリ（中略）
明治九年五月三十日

地租改正事務局十四等出仕 山形修人
 同局八等出仕 小山正武
地租改正事務局総裁大久保利通殿代理同局三等出仕松方正義殿

例えば、東近江市長勝寺では「明治九年上納、明治十二年三月再製」と2つの年紀が記された地籍図が現存するケースもみられる¹⁹⁾。このように、滋賀県では実際に地籍図が作製されたのは9～10年と推測できるが、再調査を受けて修正・再製されることもあった。

3. 地押調査更正地図

地押調査更正地図が作製された背景には、明治22年（1889）に土地台帳制に移行したことが関係する。まずはその前後関係を整理したい。翌23年には第一回帝国議会が開催されたが、これは14年の国会開設の勅諭によって約束されたものであった。そのため22年には大日本帝国憲法や衆議院選挙法が公布され、市制町村制が施行されるなど、国家や地方の制度が大きく変革した。このように、土地台帳制への移行は近代的な行政制度の成立と連動し、その政治スケジュールは避けることができないものであった。10年代に盛り上がりを見せた自由民権運動がこのような大変革をもたらしたことはいうまでもないが、そこでは地租改正に対する見直しの請願が大きく掲げられていた。このことに加え、14年6月30日に終了した全国地租改正では得られた情報に不備や齟齬が多く、基準が統一されていないなど様々な問題が生じていた。成立したば

かりの租税・土地制度であったが、次第に政府内では見直しが検討されるようになる。

土地台帳の創設は明治17年12月16日に通達されたが（大蔵省達第89号）、実際に移行する22年までは5年弱しかない。わずかな期間で新しい台帳や地籍図を作製することは困難であったことから、当面は地租改正事業で作製された地籍図や帳簿を修正して代用することが指示された（同18年2月18日地押調査の訓令、大蔵省主税局秘第10号）。また、20年6月20日には地図更正の内訓が通達され（大蔵省内訓第3890号）、地籍図の新調が指示された。なお、以下では後者の事業を更正調査、作製された地籍図を更正地図と呼ぶこととしたい。

滋賀県は地押調査の訓令を受け明治18年11月14日に布達74号を通達した²⁰⁾。しかし、翌19年8月16日の『土地台帳編成方』（訓令29号）²¹⁾には、地押調査が徹底されていないとあり、再調査の実施が督促されている（資料5）。

資料5 明治18年11月14日 布達乙74号
「土地台帳編製方二付実地取調順序ニヨリ報告方」

本年一月丙第壹号ヲ以テ相達候土地台帳編製方二付、同年四月丙第三号ヲ以テ相達候儀モ有之候処、実地ノ調査粗漏ニシテ他日其齟齬發覚スルトキハ假令事ノ有心ニ出テシモノニアラサルモ、処罰ヲ免レサル儀ニテ事実憫然ノ次第二付、此際部内各地主ニ懇諭シ現在徴租ノ基本ト為ス帳簿及既製ノ絵図面ト実地ト対象シ、別紙実地取調順序ニ依リ詳細取調ヲ為サシメ、以テ事実相違ノ有無來十九年六月迄二開申セシムヘシ、尤実地取調上ニ不都合アリト視認ル場合ニ於テハ、特ニ収税官吏ヲ派遣シ地押調査ヲ為サシムルコトアルヘキニ付、各地主ニ於テ誤解セサル様深ク注意致シ此旨相達候事

明治十八年十一月十四日 滋賀県令中井弘

実見できる地籍図は19年以降のものが多く訓令29号を上限にあてることができる。これは地租改正地引絵図の修正図か模写図であり、原則的に地図は新調されなかったと推定される。全国の地押調査は明治21年の10月頃にほぼ終了し²²⁾、滋賀県では後掲の達144号の前文で6月頃に同事業の終了がうかがえる。そのため、図1ではこれを下限とした。

滋賀県は明治21年6月5日に地押調査に次いで「町村地図」を新調するよう戸長役場へ通達した(『町村地図調製手続』達第144号²³⁾、資料6)。

資料6 明治21年6月15日 県達144号
「町村地図調製手続」

戸長役場

地図ハ各町村ノ実況ヲ詳カナラシメ、土地百般ノ徴証ニ欠ク可カラサルモノナルモ、地租改正ニ付テ調製セシ地位等級縮図ハ、各地方ノ便宜ニ任シタルモノニシテ、畢竟地位等級ノ配布方ヲ視認ルニ止リ、一筆ノ広狭形状等実地ニ適合セサルノミナラス、或ハ脱落重複又ハ位置ヲ転倒スル等不完備ノモノ多ク、到底地図ノ用ヲ為サ、ルニ付可及的今回地押完了ニ次キ左ノ手続ニ據リ町村地図ヲ調製スヘシ

明治二十一年六月五日 滋賀県知事 中井弘

町村地図調製手続

- 第一項 地図ヲ調製スルニハ別紙町村製図略法ニ據ルモノトス、但從來ノ分間法等ニ據ルモ便宜タルヘシ
- 第二項 村図ハ(イ)号雛形ノ如ク每字ノ地形ヲ書キ、字図及市街図(一町限)ハ(ロ)号雛形ノ如ク每筆ノ地形ヲ書クモノトス
- 第三項 村図ハ五間ヲ以テ曲尺壹分(即チ三千分ノ一)トシ、字図市街図ハ壹間ヲ以テ曲尺壹分(即チ六百分ノ一)トス

- 第四項 地図ノ用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ裏打ちヲ為スモノトス
- 第五項 字図ハ美濃紙ノ紙幅ヲ用フト雖モ字ノ大ナルモノハ二枚以上ヲ継合セ、僅カニ紙幅ニ余レルモノハ紙片ヲ張足シ折返シ置クモノトシ、字ノ小ナルモノハ一枚中ニ二字以上ヲ書クモ妨ケナシ
- 第六項 地図ハ各一部ヲ県庁ニ差出シ一部ヲ町村役場ニ備置クモノトス
- 第七項 野取図ハ一筆限順次番号ヲ記シ堅固ナル表紙ヲ附シ編綴保存スルモノトス
- 第八項 地図調製後道路河川ノ位置変更又ハ鉄道敷設等其他ノ事故ニテ数筆ニ関係シ、図面ノ大体ニ変更ヲ来タシタルトキハ別ニ其部分ノ図面ヲ作り本図ニ添付シ置クモノトス

この「町村地図」は、大蔵省によって地図更正の内訓と共に通達された準則『町村地図調製ニ関スル方式及更正手続』²⁴⁾にみえる語句である。また、達第144号の前文や各条文は、同準則に酷似していることから、これを再編成したものと考えられることができる。

実見できる更正地図の年紀は明治21年以降である。しかし、土地台帳制に移行した翌22年以降のものも多い。例えば明治26年6月の年紀がある東近江市長勝寺の更正地図の簿冊表紙には、

明治貳拾一年六月達百四拾四号

全図並字限図

神崎郡八幡村大字長勝寺

と記されており²⁵⁾、達144号が土地台帳制下でも効果を持っていたことがうかがえる。更正地図の下限は明確でないが、このような傾向がみえるため、図1では22年より下がるように図示した。

4. 地籍編製地籍地図

他の3種類の地籍図は大蔵省主導で徴税に関する事業に伴って作製されたため、私有地が主な対象であり、非課税地である官有地や寺社地、墓地などでは具体的な土地調査が行われなかった。一方、地籍編製地籍地図は内務省主導で作製され、全ての土地の境界確定と地種の区分が主な目的であり、非課税地でも土地調査が行われた。

政府から明治7年12月28日に地籍を編纂する通達が出され（内務省達乙第84号）、滋賀県も9年5月23日に『地籍編製地方官心得達ノ件』（布達丙35号）を町村に伝達した²⁶⁾。しかし、地籍図の作製は17年まで遅れることとなる。その経緯は、同年6月10日の『地籍編製土地調査手続更定』（布達甲62号、資料7）の前文に詳しい²⁷⁾。同布達は、県内の地籍図で併記されていることがあり、作製時期の上限にあてられるものである。

資料7 明17年6月10日 布達甲62号

「地籍編製土地調査手続ニ付心得」

明治九年中地籍編製書式布達セシ以来、追々調理ノ上達セシ町村モ有之候処、其已ニ調理セシ町村ト雖モ地籍図ノ調製ナク、其以後地種地目等ニ沿革アリテ現今ノ姿ニ異同ヲ生シ、今ニ於テ既成ノ地籍ニ対スル図面ヲ調製スル事難ク、且編製ノ年度モ各町村区々ニ出テ様ナラス、随テ全管ノ地籍整頓不相成ニ付、今般別紙ノ通調理手続更定候條右ニ準據シ更ニ調製可致旨布達候事

明治十七年六月十日

滋賀縣令籠手田安定代理

滋賀縣大書記官河田景福

第一条 地籍ハ明治十七年ノ姿ヲ以テ一般編製ノ年度トス

第二条 別表書式ノ通町村ニ於テ調製スヘキ種目ヲ示シタルモノヲ除クノ外ハ縣廳ニ於テ之ヲ調製ス、其町村ニ於テ調製スルモノハ明治十七年一月一日

現在ノ姿ヲ以シ地籍図一同ニ進達スヘシ

(以下条文略)

同布達の前文では、明治9年の布達を受けて地籍がまとめられたが地図は作製されなかったとあり、「其以後地種地目等ニ沿革アリテ現今ノ姿ニ異同ヲ生シ」とある。県庁文書を確認すると、13年6月29日の布達乙13号²⁸⁾で地租改正以降の地種地目変更地や誤謬地を調査するように指示しており、同年以降の調査結果をまとめた膨大な量の簿冊が残されている。前述の「地種地目ニ沿革」とは、布達乙13号による調査を指すと考え、これは便宜的に地種地目変換調査とし図1に加えた。また布達甲62号では、10年近く過ぎたことから地籍も再び作り直し、地図は同年1月1日の姿で提出するよう指示しており、ここを上限にあてることができる。

下限が明らかとなる布達類は確認できていないが、少なくとも土地台帳制へ移行した際には終了していたことが推測される。そのため、図1では22年までとした。なお、実見できる地籍図は17~18年代のものがほとんどである。

5. 地籍図の作製時期

ここまで滋賀県下における明治前期の地籍図の作製時期を分析してきたが、最大限作製されたであろう時期は、まとめると以下のようになる。

壬申地券（郡村）…5年11月22日から
6年末まで

壬申地券（市街）…7年代

地租改正地引絵図…8年4月13日から
12年7月24日まで

地種地目変換調査…13年6月29日から
地籍編製地籍地図…17年6月10日から

22年3月末まで

地押調査……………18年11月14日から
21年6月5日まで
更正地図……………21年6月5日から
22年以降も作製

上では一部重複している期間もみられるが、各地籍図は段階的に作成されていたことがうかがえる。その様子は、図1の年紀が集中する時期の推移でさらに詳しく現れていると思われる。種類が移る間には1年以上の空白期間はなく、重複する期間においても年紀が集中する時期は1、2年と短期間にまとまっている。実際には政府から相次いで事業の実施を指示される中、滋賀県はある事業を集中的に進め、その完了を待ってから次の事業へと取り組んでいたのだろう。

同じ組織が地籍図関連事業を主導していたことで、このように段階的に変遷するのではないかと考えられる。現在のところ、県内部組織の系譜関係を確認できていないが、調査した布達類は「地理掛書類」として残っており、地籍図作製や土地調査を担当した部署が存在していたことが推測できる。

Ⅲ. 地籍図の現存状況と機能の変化

(1) 明治前期の地籍図と土地台帳付属地図

明治22年(1889)には土地台帳規則が施行され、土地台帳付属地図の備置が地方に義務付けられた。明治前期の地籍図は近代的な行政制度が成立する過渡期に作製された地籍図であり、新たな制度下では本来はその機能が失効したはずである。しかし、実際には地押調査更正地図の項目で確認したように、制度移行まではわずかな期間しかなく、全国で地図を新調することは困難であった。

地籍図の現存状況を考えるにあたって、まずは土地台帳制度施行時における地籍図備置の指針を確認してみたい。土地台帳創設の手続きを具体的に示した「地租二関スル諸帳簿様式」(明治17年12月16日大蔵省達89号)で

は、地租賦課の基本資料を統一的に整頓・備置するために、府県庁には「地図」と「野取絵図」を、町村戸長役場には「地図」をそれぞれ備え付けることが定められている²⁹⁾。

このうち、「野取絵図」では「右帳図ハ呼称ノ如何ニ拘ハラズ地租改正ノ際調製セシモノヲ指ス。目録ヲ作り其儘之ヲ保存スベシ」と注が併記されている。これは、「地租改正ノ際調製セシモノ」と指定していることから、三ヶ月後から全国で実施されることになる地押調査を念頭に置いた記述と考えられる。

一方、「地図」と記されたものに関しては、特に注が記されておらず詳しい性格が分からない。しかし、土地台帳制への移行そのものは新たな台帳の作成を目標としたものであったことから、台帳と対応する「地図」も新調を前提としたものであったと思われる。明治20年6月には地籍図の新調を指示した更正調査が全国で開始されており、滋賀県では22年以降も更正地図が作製され続けている。

佐藤は、「旧土地台帳附属地図は壬申地券地引絵図・改租地引絵図あるいは地押調査の更正地図である」と解説した³⁰⁾。また、後年には地籍編製地籍地図が充用された例も紹介し、4種類の地籍図の中から添付地図が選ばれ土地台帳付属地図に充てられたことを解説した³¹⁾。このように、佐藤は土地台帳付属地図と明治前期の地籍図を画一的に認識しているが、明治22年の土地台帳制施行によって地籍図の機能は変化し、4種類それぞれはそのまま引き継がれなかった。本章では地籍図の現存状況を整理してこの問題を考えたい。

(2) 県控え図と町村控え図

まず県庁控えと町村控えの2部ずつ地籍図が作製されていたことを確認したい。現在地籍図は、主に法務局・市町村役場・大字に現存する。このうち滋賀県では、法務局で明治前期の地籍図が現存せず、22年以降に新調さ

れたものが保管されている。

布達類で確認すると壬申地券地引絵図では明治6年8月の県布達175号16条で、

地引分間絵図之儀ハ後年之証跡ニ相成候物ニ付、一村限り二枚宛（一枚ハ県廳江相納、一枚ハ村方ニ備置）為仕立申併シ、方今検見入其他繁雜中ニ付、地所取調ト前後ニ相達候テモ不苦、右村々之振合ヲ見テ指図可致事

とみえる³²⁾。市街地券対象地でも、6年7月18日の布達678号で「一区限り分間絵図二枚宛差出可申事」と同様の指示がある³³⁾。地租改正地引絵図では同様の布達を確認できていないが、地籍編成地籍地図では17年6月10日の布達甲第62号の12条で「今般調製スル表及ヒ図面ハ必ス二部宛ヲ調製シテ一部ハ當廳へ進達シ一部ハ其町村ニ備置クヘシ」と³⁴⁾、地押調査更正地図では21年6月5日達第144号「町村地図調製手続」の第6項で「地図ハ各一部ヲ県庁ニ差出シ一部ヲ町村役場ニ備置クモノトス」とある³⁵⁾。

このように、各町村が作製を担当し県庁控えと町村控えの2部ずつの地籍図が作製された。各大字の区有文書は原則的に戸長役場文書が引き継がれたものであることから³⁶⁾、町村控え図が大字に伝来したと考えることが可能であろう。一方、現在滋賀県庁には明治前期の地籍図が現存していないことから、県庁控え図は何らかの段階を経て現行市町村に引き継がれたことが推測できる。

(3) 地籍図の現存状況と機能の変化

1. 伊香郡高月町

筆者は『高月町史 景観・文化財編』³⁷⁾ 刊行に参画し、現存状況を詳細に調査できた。同町では高月町役場税務課、江北図書館、大字の共有文書に明治前期の地籍図が現存している。江北図書館は木之本町に所在する私立図書館であるが、同館には膨大な量の伊香郡

役所文書が保管されており、その中には各村の明治前期の地籍図が含まれている。役場税務課では、大字別の封筒に地籍図が収められている。

ところで、調査時には高月町役場税務課の西野村の封筒中に、東浅井郡西野村・同郡山之前村・同郡龍安寺村の地租改正地引絵図が混入しているという興味深い事例が確認できた。浅井町役場税務課にも各大字の地租改正地引絵図が保管されているが、当該の3村では現存しない。伊香郡と東浅井郡に同じ名称の西野村が存在していたことから、取り違えが生じたのであろう。このことはいつ起こったのが明らかでないが、少なくとも郡を取り違えるような立場にあったのは県しか考えられない。前述の県控え図が現行市町村に引き継がれる過程で取り違えが生じた可能性が高いと思われるが、この事例からは実際県庁内部に地籍図が保管されていた時期が存在していたことを推定することができよう。

2部作製された地籍図が現在に引き継がれてきた様子は、表1でさらに詳しくうかがうことができる。地籍図が現存する場所は役場税務課・江北図書館・大字の3地点であるが、全ての地点で地籍図が現存することは無く、2地点であるケースが多い。このうち、大字に現存するものを町村控え図が引き継がれたものとする、県控え図は江北図書館と役場税務課に伝来したと考えることができる。

江北図書館と役場税務課の現存状況を比較してみると、前者では壬申地券地引絵図と地籍編製地籍地図が、後者では地租改正地引絵図・地押調査によって修正された地租改正地引絵図・更正地図が良好である傾向がみえる。江北図書館の地籍図は郡役所文書として残ったもので、少なくとも大正15年(1926)の郡役所廃止時には公文書としての機能を失ったと考えられる。一方で役場税務課の地籍図は現役の公文書であり、江北図書館は廃

表1 伊香郡高月町の現存状況

No.	旧町村	各村	壬申地券			地租改正			地籍編製			地押調査			更正地図		
			江北	役場	村	江北	役場	村	江北	役場	村	江北	役場	村	江北	役場	村
1	南富永	高月	●		●		○→	●		●	●		→○			●	
2		渡岸寺	●				●		●							●	
3		柏原	●		●		●	●	●		●					●	
4		落川	●						●				●				
5		森本	●		●				●								
6		宇根	●		●		○→		●	●			→○			●	
7		東阿閉	●				●				●						
8	古保利	西阿閉			●		●									●	
9		熊野	●		●		●	●				●				●	
10		片山		●	●		●									●	
11		西野	●													●	
12		松尾	●	●			●						●			●	
13		重則	●	●			●	●					●			●	
14		西柳野	●	●			●									●	
15		柳野中	●				●						●			●	
16		東柳野	●	●			●						●	●		●	
17	七里	磯野	●				●									●	
18		西物部	●			●											
19		東物部	●				●				●					●	
20		布施	●				●									●	
21		東高田	●				●									●	
22		唐川		●			●									●	
23		横山	●	●			●			●						●	
24	北富永	井口			●		●	●	●							●	
25		持寺	●				●		●								
26		洞戸					●		●		●		●			●	
27		尾山	●		●												
28		保延寺			●		●				●						
29		雨森	●	●			●		●		●					●	
30	馬上	●		●			●								●		
31	高時	高野			●		●	●					●		●		

旧町村……………明治22年の市制町村制に伴って発足、昭和17年（1942）に高月町に統合する以前の町村

各村……………明治前期の村

江北……………江北図書館（木之本町）の伊香郡役所文書の中に残るもの

役場……………高月町役場税務課で保管しているもの

村……………自治会蔵、神社蔵、個人蔵など

○→/→○…地租改正地引絵図に修正を加え、地神調査に転用されたもの

その他●とした地押調査の地籍図は、地租改正地引絵図を模写した21年の年紀がある別図が残る

棄された文書、役場税務課は永年保管されている文書、という関係がみえてくる。役場税務課の地籍図の表紙には土地台帳と対応する整理札が貼られており、現存する3種類の地籍図は、土地台帳制下に土地台帳付属地図として活用されていたことが推測できる。

このように、高月町では町村控え図が大字に伝来し、県庁控え図は江北図書館の郡役所文書と役場税務課に引き継がれたことが確認できる。また、江北図書館の地籍図は廃棄されたものであり、役場税務課に現存する地租改正地引絵図・地押調査によって修正された

地租改正地引絵図・更正地図は土地台帳付属地図として機能していたことが確認できる。

2. 旧神崎郡能登川町（現東近江市）

筆者は『明治の古地図—能登川—』（「能登川の歴史」別冊資料³⁸⁾）刊行に参画し、現存状況を詳細に調査できた。しかし、同町史は現在も文書調査中で神崎郡役所文書は伝えられていないことから、ここでは能登川町役場税務課の検討に留めたい。

現存状況を示したのが表2である。同町では大字別の箱に地籍図が保管されている。また、明治40年から昭和27年（1952）には耕地整理が行われ、該当村では地籍図が再製された（以下、耕地整理図と呼ぶ）。土地台帳と対応する整理札は地籍編製地籍地図・更正地図・耕地整理図に貼られていることから、これらが土地台帳付属地図として機能したことがうかがえる。

さらにそれぞれの現存状況を整理したい。

表2 旧神崎郡能登川町（現東近江市）役場税務課の現存状況

No.	旧町村	各村	壬申地券	地租改正	地籍編製	地押調査	更正地図	耕地整理	
1	八条村	伊庭村 伊庭	—	●	●	—	—	●	
2		能登川村	南須田	—	—	●	—	●	
3			北須田	●※1	●	—	—	●	
4			能登川	○→	◇	→○	◇	—	
5		五峰村	猪子	—	—	—	—	●	●
6			佐野	—	—	●	—	●	—
7			佐生	●	—	●	—	●	—
8			林	●	—	●	—	●	—
9			山路	—	—	●	—	●	—
10	八幡村	躰光寺	●	●	◇	—	◇	—	
11		垣見	●	●	●	—	●	—	
12		今	—	—	◇	—	◇	—	
13		種	—	—	◇	—	◇	—	
14		八幡村 神郷	—	●	◇	—	◇	—	
15		長勝寺	●	●	●	—	●	—	
16		小川	—	—	●	—	—	—	
17		川南	●	—	◇	—	◇	—	
18		阿弥陀堂	●	●	◇	—	◇	●	
19	栗見村	新	●※2	—	—	—	—	●	
20		栗見荘村 宮西	—	—	●	—	—	●	
21		乙女浜	—	●	—	—	—	●	
22		栗見村	福堂	—	—	—	—	—	●
23			栗見新田	—	—	—	—	—	●
24			栗見出在家	—	—	—	—	—	●

（能登川博物館蔵）

旧町村……………明治22年の市制町村制に伴って発足、昭和27年（1952）に能登川町に統合する以前の町村。

はじめ八条村・八幡村・栗見村が成立したが明治30年前後にさらに分村した

各村……………明治前期の村

耕地整理……………耕地整理に伴って作製された地籍図。明治40年～昭和27年の年紀あり

○→/→○……………地租改正地引絵図に修正を加え、地押調査に転用されたもの

◇/◇……………それぞれの地籍図の簿冊が、1つの簿冊に合本されている

※1……………北須田村と能登川村はこの当時1村として扱われ両村を範囲とした一村全図が作製された。

※2……………模写図のみ残る

まず、耕地整理図と更正地図の関係をみてみよう。表2では耕地整理図がある村で更正地図がほとんど現存していない。耕地整理が行われた各村は、いずれも琵琶湖の後背湿地に立地し、排水が整えられ抜本的に景観が改変された。そのため新しく耕地整理図が作製され、使用に耐えない更正地図は廃棄されたのだと考えられる。

次に更正地図と地籍編製地籍地図の関係をみてみよう。ほとんどの地籍図は箱の中で個別に保管されているが、2種類の簿冊が合本されているものもある(表中◇)。合本されているのは、地籍編製地籍図と更正地図の組み合わせだけである。

では、なぜこの2つの地籍図だけがこのように保管されたのだろうか。滋賀県では明治21年6月5日から更正地図が作製されるようになったが、土地台帳制施行は翌22年4月1日である。1年弱というわずかな期間で同図を新調することは難しく、能登川町で実見できた同図の年紀は22年～26年と土地台帳制施行後のものが占めている。施行時に同図は完備しておらず、代わりに地籍編製地籍図が使用されたことが推測できる。

このように、能登川町では地籍編製地籍図・更正地図・耕地整理図が土地台帳付属地図として機能した。また、更正地図が完備するまでは地籍編製地籍図が平行して使用され、耕地整理図が完備すると更正地図が廃棄された。このように、各地籍図は継続的に使用されたのではなく、それぞれ機能した段階が存在したことを導き出すことができる。なお、高月町では土地台帳付属地図として機能しなかった地籍図が廃棄される傾向を確認したが、能登川町においても壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・地押調査の地籍図の現存状況は比較的悪い。

3. 地籍図の選択と廃棄

地籍図は土地台帳と照合して土地の登記や

徴税で使用される行政資料である。照合のためにはどれか1種類の地籍図があれば十分に、それ以外は保管する必要がないと判断することは、行政側の論理として当然起こり得るであろう。このような行政のあり方を土壌として、現行の保管体制に至るまでに地籍図の選択と廃棄が行われる契機がいくつか存在した。

その最大の契機は土地台帳制への移行である。高月町役場税務課では更正地図・修正された地租改正地引絵図・地租改正地引絵図が、能登川町役場税務課では地籍編製地籍図と更正地図が現存する傾向がうかがえた。地押調査で修正を加えた控えとして地租改正地引絵図の原本が伝わったと考えれば、高月町のケースは更正地図と地租改正地引絵図の組み合わせであり、両町の役場税務課では「更正地図」と「どれか1種類の地籍図」が現存するという共通点を見いだすことができる。

能登川町の事例で検討したが、滋賀県では土地台帳制施行当初は更正地図が完備されていない。また、施行後も同図の新調が続けられたために当面は既存の地籍図からどれか1種類が選択され、両図が平行して使用されたと考えることができる。

このように、土地台帳制の準備段階では町村役場(明治22年に市制町村制が施行されたため実際には市町村が相応)に「野取絵図」と「地図」を備置するよう指示が出されていたが、滋賀県では「野取絵図」は「既存の地籍図のうちどれか1種類」、「地図」は「更正地図」という関係で土地台帳付属地図が整備された。「野取絵図」は近代的な行政制度が成立する過渡期に作製された地籍図であり、更正地図は土地台帳付属地図としての側面が強い地籍図と評価できると思われる。

土地台帳付属地図が備置された後も選択と廃棄が行われることは少なくなかった。例えば、能登川町で耕地整理図が新調されたこと

で更正地図が廃棄されたことが顕著な事例であり、明治前期の地籍図の現存状況が悪い市町村では、戦後になって地籍図が新調されたことを受けて一括して廃棄されたことが推測できる。

明治22年の市制町村制施行後も市町村が分統合することがあった。表1と表2では旧村を加えてみたが、それぞれで現存状況が大きく異なる点が見える。例えば表1では地籍編製地籍地図が古保利村と七里村で、地押調査の地籍図が七里村で特に現存していない。また、表2では栗見村だけは耕地整理図以外がほぼ現存しない。後に同村から分村した栗見荘村では明治前期の地籍図が1枚ずつ現存する一方、栗見村ではこれが全く現存していない。このような旧村別の異なる現存状況は、自治体が分統合する過程で一括した廃棄が行われた可能性があることを示している。

このように明治前期の地籍図には様々な選択と廃棄が行われ、現存状況には大きな偏差が生じている。機能したものが良好に現存し、使用されなくなったものは廃棄されやすい資料であることを再確認しておきたい。

IV. 結語

従来基準とされてきた佐藤甚次郎の研究では、近代化を模索した明治政府が4種類の地籍図を作製するよう相次いで指示した点を強調し、各地籍図の作製時期が併行するようにまとめられた。これによって政府の政策実施過程が明らかとなったが、地方における作製過程はずれるのが一般的であり、作製時期や地図の性格には地域ごとの偏差が大きく生じている。中央の政策はそのまま単純には完結せず、これを分析しただけでは実際の作製過程を明らかにすることができない。

第II章では滋賀県における各地籍図の段階的な作製過程を明らかにした。各地籍図は集中的に作製されており、これを速やかに実施できたか否かが全国各地の時期差に表れると

思われる。また、段階的な作製過程を明らかにしたことで、今後はより詳細な地籍図の史料批判を行うことが可能となるであろう。

佐藤は「旧土地台帳附属地図は壬申地券地引絵図・改租地引絵図あるいは地押調査の更正地図である」と解説し、土地台帳付属地図と明治前期の地籍図を画一的に認識した。しかし、第III章では明治22年(1889)の土地台帳制施行時に4種類の地籍図が選択されたことが確認でき、佐藤の認識を見直す必要があると思われる。土地台帳制の準備段階では、町村役場に既存の「野取絵図」と新調の「地図」を備置するよう指示された。このうち、滋賀県では前者に壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図・地籍編製地籍地図の内どれか1種類を、後者に更正地図を充てるという関係で土地台帳付属地図が整備されたことを明らかにした。また、更正地図は土地台帳制施行後も作製され続けており、「野取絵図」である既存の地籍図は、これが完備するまで併行して使用されたものと考えられることができる。

従来、地押調査更正地図は1つの種類と捉えられてきた。佐藤が示したように、政府の政策実施過程においては地押調査と更正地図はたしかに同一線上にある。しかし、地図の性格から見れば地押調査は地租改正地引絵図など既存の地籍図を修正したものであり、更正地図は土地台帳制移行後も作製され続け新調の土地台帳付属地図としての側面が強い。佐藤が示した明治前期作製の地籍図という区分は、近代的な行政制度が成立する過渡期に作製された地籍図であることに基づいている。このことを前提とするならば、今後は明治前期の地籍図という区分から更正地図を外す方が相応しいと考えられる。

第III章では地籍図の機能の変化をきっかけに地籍図の廃棄が行われたことも確認した。「野取絵図」に選ばれなかった地籍図の現存状況は悪く、現存する地籍図には大きな偏差が生じているのである。これまでは現地調査

からの成果を強調して地籍図の作製時期や作製状況を導く研究も見られたが、このような問題を念頭に置く必要がある。

本稿では、地方で段階的に地籍図が成立したことから、土地台帳制移行を契機に各地籍図の機能が変化したことを考えた。佐藤の研究によって政府の政策実施過程が明らかとなったが、地籍図を研究利用する場合、または地方で基礎的研究を進める場合には、この2点を従来以上に認識する必要がある。

(滋賀県立大学人間文化科学研究科・院)

〔付記〕

本稿は2008年5月18日の歴史地理学会大会(於宮城大学)において発表したものを再構成したものである。会場で様々なご助言をいただいた諸先生方、日頃ご指導いただいている水野章二先生、自身の調査経験からアドバイスいただいた岩間一水氏・磯永和貴先生、資料の閲覧に多くの便宜を図っていただいた東近江市史編纂室職員の飯田充氏・元高月町史編纂室職員の花房大祐氏をはじめとする皆様に記して御礼申し上げます。また、生前にご指導いただき、当時まとまった成果を報告できなかった高橋美久二先生に別して御詫び御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 平成16年(2004)12月17日施行。
- 2) 佐野静代「内湖の景観復原と『地籍図』の有効性—『文化的景観』としての内湖とヨシ地をめぐる—」, 滋賀大学環境総合センター研究年報2-1, 2005, 107~115頁。山村亜希「中世都市の景観復原と地籍図」, 愛知県立大学文学部論集54(日本文化学科編8), 2006, 1~24頁。
- 3) 佐藤甚次郎『明治期作製の地籍図』, 古今書院, 1986。
- 4) 佐藤甚次郎『千葉県の公図 そのルーツと特色と影響』, 暁印書院, 1999。佐藤甚次郎『神奈川県の明治期地籍図』, 暁印書院, 1993。田中完一「条里復原の基礎資料としての地籍図—福井県の明治前期地籍図」(福井県編『福井県史資料編16下』, 1992)などで特に研究が進んでいる。
- 5) 前掲3) 423頁。
- 6) 滋賀県庁県民情報室(県政史料室)で保管されている。各布達は簿冊にまとめられ、各簿冊内では文書番号が割り当てられている。文書番号は布達番号と共通していることが多く、布達番号は年ごとに通し番がふり直されている。布達類には達・布達・訓令などがある。
- 7) 磯永和貴「地域史の中の絵図」, 歴史学研究841, 2008, 55~63頁。の呼称方法に従った。
- 8) 11市町村で計13冊が刊行されている。
- 9) 岩間一水「滋賀県下における明治期作製の地籍図—現草津市域の事例を中心に—」(桑原公德編『歴史地理学と地籍図』, ナカニシヤ出版, 1999), 35~48頁。
- 10) 拙稿「滋賀県下における明治期作成の地籍図の再検討」, 滋賀県立大学人間文化学部研究報告『人間文化』16, 2004, 19~27頁。
- 11) 拙稿「付論 滋賀県の明治前期作製の地籍図」, (『能登川の歴史』編集委員会編『明治の古地図—能登川—』(能登川の歴史別冊資料), 東近江市, 2008), 141~147頁。
- 12) 『租税寮改正局日報』「明治6年4月4日滋賀県伺」(地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料 上巻』, 有斐閣, 1953, 418頁所収)では、大津・彦根・長浜が対象地とされている。また、刊行物では彦根市史編集委員会編『彦根 明治の古地図3』, 彦根市, 2003に収録されている明治7年代の地籍図がある。
- 13) 滋賀県庁県民情報室蔵, 簿冊番号: 明い32, 文書番号: 36。
- 14) 同蔵, 簿冊番号: 明い32, 文書番号: 324。
- 15) 同蔵, 簿冊番号: 明い42, 文書番号: 758。
- 16) 同蔵, 簿冊番号: 明い63, 文書番号: 298。
- 17) 同蔵, 簿冊番号: 明う78, 文書番号: 庶甲178-16。
- 18) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料 中巻』, 有斐閣, 1956, 208頁所収。
- 19) 前掲10) 参照。東近江市立能登川博物館所蔵

- 20) 同蔵, 簿冊番号: 明い158, 文書番号: 乙74。
- 21) 同蔵, 簿冊番号: 明い167, 文書番号: 訓令29。
- 22) 前掲3) 331頁。
- 23) 『滋賀県広報』第185号。
- 24) 前掲3) 335頁, 341頁。
- 25) 前掲11)。東近江市立能登川博物館所蔵
- 26) 滋賀県庁県民情報室蔵, 簿冊番号: 明こ61, 文書番号: 2。
- 27) 同蔵, 簿冊番号: 明い144, 文書番号: 62。
- 28) 同蔵, 簿冊番号: 明い114, 文書番号: 乙13。
- 29) 前掲3) 320頁。
- 30) 前掲3) 423頁。
- 31) 佐藤甚次郎『公図一読図の基礎一』, 古今書院, 2001, 62~65頁。
- 32) 前掲13)。
- 33) 同蔵, 簿冊番号: 明い41, 文書番号: 678。
- 34) 前掲27)。
- 35) 前掲23)。
- 36) 国文学研究資料館史料館編, 『戸長役場の史料』(史料叢書4), 名著出版, 2000。
- 37) 高月町編『高月町史 景観・文化財編』分冊1, 高月町, 2006。
- 38) 前掲11)。

The Manufacturing Process of the Cadastral Map and a Change of Function in Shiga Prefecture: A Review of Jinjirou-Satou's Theory

KOSEKI Daiju

The cadastral map was manufactured four times throughout Japan from 1872 to 1890. These maps have been used in order to re-construct vibrant historical scenes; however, little fundamental study has been conducted. A full-scale study was investigated in 1986 by Jinjirou-Satou, and his book has been referred to as the traditional standard. However, there was a major deviation in every area in the manufacture time, and his classification theories of those maps did not correspond to all areas. In order to review a model case of a classification, this study investigated ancient administrative papers of the Shiga prefecture office and the survival situation of cadastral municipal maps. The main finding of this study was that those maps were made step-by-step and the selection and disposal of maps were done in 1889. Having clarified these facts, this study reviewed the classification theories of Jinjirou-Satou in depth.

Key words: cadastral map, cadastre, Jinjirou-Satou, Shiga Prefecture, modernization